

遅延理由書

毒物及び劇物取締法第 条の定めるところにより、30
日以内に届け出なければならないところ のため
今日まで遅延しました。

今後は、毒物及び劇物取締法を遵守し、再びこのようなこ
とのないよう十分注意をいたしますので、今回に限り、よろ
しくお取り計らい願います。

年 月 日

住所 (法人にあっては、主
たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては、名
称及び代表者の氏名)

船橋市保健所長 あて